# 処分基準（公表用）

様式第４号

所管部（局）・課　　こども家庭課

| 法令名 | 母体保護法 | 法令番号 | 昭和２３年法律第１５６号 |
|---|---|---|---|
| 手続名 | 受胎調節の実地指導者の指定取消 | 根拠条項 | 第３９条第２項 |

| 処分基準 | |
|---|---|
| | 法第１５条第１項の規定により受胎調節の実施指導の指定を受けた者が、法第３９条第２項各号のいずれかに該当したときは、その指定を取り消すことができる。 |

| 対応区分 | １　聴聞の実施<br>２　弁明の機会の付与 | 処理機関 | こども家庭課 | 交付機関 | こども家庭課 | 目次No. | １３ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|